

# 手代木サッカークラブ規約

※一年間大切に保存して下さい。

# 手代木サッカークラブ規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本クラブは、手代木サッカークラブ (Teshirogi Soccer Club ; TSC) と称する。

### (事務所)

第2条 本クラブの主たる事務所は、代表宅に置く。

## 第2章 活動目的、活動内容

### (目的と活動)

第3条 本クラブは、サッカーの普及に関する活動を行い、子どもの健全な育成及びスポーツの振興に寄与することを目的とする。

第4条 本クラブは前条の目的を達成するために別途定める「手代木サッカークラブ指導方針」に基づき、次に掲げる活動を行う。

- 1) 子どもの健全育成を支援する。
- 2) 地域のスポーツ振興に貢献する。
- 3) スポーツ活動に対する、育成の理解を高める。
- 4) つくば少年少女サッカー連盟、日本サッカー協会、スポーツ少年団及びつくば市サッカー協会に加入し、大会などに出場する。

## 第3章 運営組織

第5条 本クラブは、第3条及び第4条を施行するために、グラウンドスタッフ (育成会、指導スタッフ) を設置する。

2 育成会の中に役員会を置く。

第6条 役員会は、本クラブの総会に次ぐ意思決定機関である。具体的な活動については細則等に定める。

2 会員の父母は全員育成会会員となる。

3 スポーツを通して子どもの健全育成に対して情熱を有し、本クラブ活動に積極的に参加する意思を有するものは育成会会員となる事ができる。

第7条 グラウンドスタッフは、指導にかかわる事項を掌握し、別に定めるグラウンドスタッフ活動運営に従う。

## 第4章 会員

第8条 本クラブの会員は、原則として手代木南小学校と松代小学校に在籍する児童で構成する。

### (入会)

第9条 会員は次に掲げる条件を備えなければならない。

- 1) スポーツを通して子どもの健全育成に対して情熱を有する保護者の同意を得たものであること。
- 2) 本クラブ活動に積極的に参加する意思を有するものであること。
- 3) 入会を希望するものは、クラブが定める入会申込書により申し込むものとする。
- 4) クラブは、健康上の理由などで前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (会費)

第10条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会費は別途定める。

### (会員の資格等)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するに至った場合は、その資格を失う。

- 1) 退会届の提出をしたとき。
- 2) 継続して6ヶ月以上会費を滞納したとき。
- 3) 第10条の条項を満たすことができなくなったとき。

### (退会)

第12条 会員は、クラブが定める退会届を育成会に提出して、任意に退会することができる。

## 第5章 役員

### (種別及び定数)

第13条 本クラブに次の役員を置く。

育成会役員：代表、副代表、世話役、書記、会計、用具、コーディネータ

2 必要に応じて、監督を置くことができる。

### (選任等)

第14条 役員は総会において承認する。

2 役員等は役員会等での審議をへて、育成会会員から選任する。

### (職務)

第15条 代表は、対外的には本クラブを代表する。

### (任期)

第16条 役員の任期は、翌年度の通常総会までの1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 1年生の役員は5月から翌年4月までとする。

### (役員経費)

第17条 役員の経費は別に定める。

## 第6章 総会

第18条 本クラブの総会は、通常及び臨時総会とする。

第19条 総会は、育成会会員をもって構成し、総会における議決権は1家庭1議決権とする。  
ただし、総会出席、発言は妨げない。

(機能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- 1) 規約の改正
- 2) 予算及び収支決算に関する事項
- 3) 役員の選任に関する事項
- 4) 会費に関する事項
- 5) 活動報告、活動計画に関する事項
- 6) その他、本クラブの運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 1) 代表が必要と認め、招集を要請した場合。
- 2) 育成会会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の要請があった場合。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において出席した育成会会員の中から選出する。

(定足数)

第23条 総会は、育成会会員総数の2分の1以上の出席（委任状を含む）によって成立する。

(議決)

第24条 総会における議決は、出席した育成会会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第25条 総会の議事については、役員会が議事録を作成しなければならない。

## 第7章 会計及び傷害保険

(会計)

第26条 本クラブの会計年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

2 本クラブの経費は、会費、寄付及びその他収入を以て充てる。

3 前年度役員は複数名の会計監査を互選により選出する。会計監査は、会費の出納が適切に行われているかを検査し、その結果を通常総会にて報告する。

(傷害保険及び事故)

第27条 会員、代表、コーチ、監督、コーディネータ、審判員はクラブの指定する傷害保険に加入しなければならない。

2 会員の傷害保険料は会員が負担し、第1項で示された者（会員を除く）の傷害保険料は本クラブが負担する。

3 本クラブは、スポーツ活動中における事故については、本クラブの指定する傷害保険の適用範囲以内において責任を負う。

4 会員の団体での移動については、原則として本クラブは責任を負わない。

5 第1項で示された者以外の傷害保険の加入は任意とし、当該保険料のクラブ負担については、役員会で審議する。

## 第8章 雑則

(細則)

第28条 この規約の施行に必要な細則は、役員会の議決によってこれを定める。

### 附則

1 この規約は、平成14年4月1日から施行する。

2 平成15年3月16日 一部改正

3 平成15年4月5日 一部改正

4 平成16年3月13日 一部改正

5 平成17年3月13日 一部改正

6 平成18年3月25日 一部改正

7 平成19年3月18日 一部改正

8 平成20年3月16日 一部改正

9 平成21年3月15日 一部改正

10 平成22年3月21日 一部改正

11 平成27年3月15日 一部改正